

入院特定療養費制度について

健康保険法の規定により、同じ病気で病院や診療所に入院している期間が通算して180日を超える患者様には、これまでの入院に関する一部負担金に加え、入院医療費（入院基本料等）の一部を自己負担して頂くことが定められました。

● 180日を超える入院期間

この180日を超える入院期間は、同じ病気で入院していた期間の日数を合計したものとなります。つまり、当院だけでなく、他の医療機関に入院していた日数も含まれます。

● 入院特定療養費（金額）

| | | |
|-------|-------------|-----------|
| 2階西病棟 | 急性期一般病棟入院料1 | 1日 2,475円 |
|-------|-------------|-----------|

● 対象外となる場合

- ・病院（他の病院、診療所）を退院してから今回の入院まで3ヶ月以上経過している場合
- ・3ヶ月以内でも別の病気で入院した場合
- ・介護施設（介護療養型医療施設を含む）に3ヶ月以上入所（入院）されていた場合
- ・厚生労働省より定められた疾患や状態（人工呼吸器使用等）で入院されていた場合

● 入院期間の確認と退院証明書の提出

病院には患者様の過去3ヶ月の入院歴を確認する義務が課せられ、患者様には入院時に自身の入院歴を正確に申告する義務が課せられました。

入院時には、以前に入院した医療機関から発行された「退院証明書」を必ずご提出下さい。

● 患者様が正確な申告をされなかった場合

患者様が正確な入院歴の申告をされなかったことにより、病院側に損失（入院特定医療費にかかる特別の料金分）が発生した場合には、遡って病院側から患者様に損失費用の徴収をさせていただきますので、十分にご留意下さい。

この制度により、患者様が窓口でお支払いになる金額は増える場合がありますが、その金額は医療保険（保険者）から病院に支払われる金額から差し引かれますので、病院側の収入増となるものではありません。ご了承下さい。

詳しくは一階受付窓口にてお尋ね下さい

2023年8月

医療法人 南労会 紀和病院